

第 54 号

熊本産業展示場条例の一部を改正する条例の制定について
 熊本産業展示場条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年2月4日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本産業展示場条例の一部を改正する条例
 熊本産業展示場条例（平成8年熊本県条例第65号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中	午前9時から午後5時までの使用	午前9時から午後1時までの使用	を	午前9時から午後5時までの使用	午後
	1,302,400円	651,200円		1,302,400円	
	976,800円	488,400円		976,800円	
	651,200円	325,600円		651,200円	
	325,600円	162,800円		325,600円	
	107,800円	53,900円		107,800円	
	64,680円	32,340円		64,680円	
	43,120円	21,560円		43,120円	
	38,280円	19,140円		38,280円	
	25,520円	12,760円		25,520円	
	12,760円	6,380円		12,760円	
	25,520円	12,760円		25,520円	
	1平方メートルごとにつき30円80銭	1平方メートルごとにつき15円40銭		1平方メートルごとにつき30円80銭	1

前9時から正午までの使用	午前9時から午後1時までの使用	正午から午後5時までの使用
488,400円	651,200円	814,000円
366,300円	488,400円	610,500円
244,200円	325,600円	407,000円
122,100円	162,800円	203,500円
40,430円	53,900円	67,380円
24,260円	32,340円	40,430円
16,170円	21,560円	26,950円
14,360円	19,140円	23,930円

に改める。

9, 570円	12, 760円	15, 950円
4, 790円	6, 380円	7, 980円
9, 570円	12, 760円	15, 950円
平方メートルごと つき11円55銭	1平方メートルごと つき15円40銭	1平方メートルごと つき19円25銭

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

熊本産業展示場の施設の使用に係る利便性の向上を図るため、使用料を追加する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。